令和５年第１１回教育委員会会議記録

令和５年９月２７日（水）

◎議事日程

日程第	１	会議録署名委員の指名	
日程第	２	議案第１号	八雲町教育支援委員会委員の任命について
日程第	３	議案第２号	八雲町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
日程第	４	議案第３号	八雲町社会教育委員兼八雲町公民館運営審議会委員の委嘱について
日程第	５	議案第４号	八雲町立図書館協議会委員の任命について
日程第	６	議案第５号	八雲町文化財保護審議会委員の任命について
日程第	７	議案第６号	八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員会委員の任命について
日程第	８	議案第７号	八雲町スポーツ推進委員の委嘱について
日程第	９	報告第１号	第二次八雲町子どもの読書活動推進計画の策定について
日程第	10	その他	

◎出席者

教育長	土　井　寿　彦
委　員	松　永　正　実
委　員	福　田　浩　子

◎欠席者

委　員	羽　田　圭　吾
委　員	神　原　伸　哉

◎出席した説明者

学校教育課長兼 学校給食センター長	三　坂　亮　司
学校教育課長補佐	松　浦　真理子
学校教育課施設係長	阿　部　任　敏
社会教育課長兼図書館長	佐　藤　真理子

社会教育課文化財係長	大　谷　茂　之
図書館管理係長	菊　地　貴　志
図書館主任	藤　本　陽　子
体育課長	伊　藤　　　勝
体育課管理係長	菊　地　歩　夢
学校給食センター次長	鈴　木　ゆかり
熊石教育事務所教育推進係長	佐々木　直　樹

【開会　　午後１時３０分】

◎開会・開会宣言

〇教育長　本日、第１１回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。

　本日の出席者は３名です。定足数の出席を認めます。よって、令和５年第１１回八雲町教育委員会会議を開会いたします。

　本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名委員の指名

〇教育長　日程第１　会議録署名委員の指名を行います。

　本日の会議録署名委員に、福田浩子委員を指名いたします。

◎日程第２　議案第１号

〇教育長　日程第２　議案第１号「八雲町教育支援委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

〇学校教育課長　議案第１号八雲町教育支援委員会委員の任命について説明いたします。議案書１ページをお開きください。

　教育支援委員会は、心身に障がいのある児童生徒等に対する教育支援及び就学先の決定に関する審議を行い、就学の適性を図ることを目的に設置しております。

　八雲町教育支援委員会条例第４条第１項において、委員は、医師、知識経験者、町内小中学校校長、教頭、教諭、医療施設の職員・関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命すると定められており、この度、関係行政機関の職員に欠員が生じたため、その補充として新たな委員を任命するものであります。

　任命する委員は、議案書記載の１名であります。

　任期は、令和５年１０月１日から、条例第４条第２項の規定により、前任者の残任期間であります令和７年３月３１日までとなっております。

　以上、議案第１号八雲町教育支援委員会委員の任命についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長　事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

（「なし」という声あり）

○教育長　無ければ、議案第１号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○教育長　ご異議がございませんので、議案第１号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第３　議案第２号

○教育長　日程第３　議案第２号「八雲町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校給食センター長　八雲町学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてご説明いたします。議案書２ページになります。

学校給食センター運営委員会委員は、八雲町学校給食センター設置条例第４条第２項の規定により、給食センターの円滑な運営を図るため、２０名以内で組織し、学校の職員、父母の代表者、学識経験者を教育委員会が委嘱することとなっており、この度、任期満了により、議案書記載の１３名を新たに委嘱するものです。

内訳は、学校の職員が４名、保護者代表が８名、病院薬剤師１名であり、再任が１１名、新任が２名となっております。

なお、委員の任期は、条例第４条第３項の規定により、本年１０月１日から令和６年９月３０日までの１年間となっております。

以上、議案第２号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○教育長　事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

（「なし」という声あり）

○教育長　無ければ、議案第２号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○教育長　ご異議がございませんので、議案第２号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第４　議案第３号

○教育長　議案第３号　「八雲町社会教育委員兼八雲町公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長　議案第３号八雲町社会教育委員兼八雲町公民館運営審議会委員の委嘱について説明いたします。議案書３ページをお開きください。

社会教育委員は、社会教育法第１５条第１項及び第２９条第１項並びに八雲町社会教育委員条例第３条及び第４条の規定により、社会教育に関して助言するため、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から教育委員会が委嘱することとなっております。

また、条例第２条の規定により、委員の定数は２０人以内と定められており、この度、議案書記載の１４名を委嘱するものです。

委員の内訳は、学校教育の関係者２名、社会教育の関係者・家庭教育の向上に資する活

動を行う者をあわせて６名、学識経験者４名、一般公募２名です。再任９名、新任５名となっております。
　また、一般公募委員につきましては、公募人数２名に対して３名の応募があったため、教育委員会内で選考委員会を設置し、選考基準に基づいて選考を行ったものです。
　また、八雲町公民館条例第１５条に基づき、公民館運営審議会委員につきましては、八雲町社会教育委員をもって充てることとなっておりますので、社会教育委員が兼務することになります。
　なお、委員の任期は本年１０月１日から令和７年９月３０日までの２年間となっております。
　以上、議案第３号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
〇教育長　事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。
（「なし」という声あり）
〇教育長　無ければ、議案第３号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）
〇教育長　ご異議がございませんので、議案第３号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第５　議案第４号

〇教育長　日程第５　議案第４号「八雲町立図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
〇図書館長　議案第４号八雲町立図書館協議会委員の任命について説明いたします。議案書４ページを開きください。
　図書館協議会は、八雲町立図書館条例第１６条の規定により設置されており、図書館の健全かつ円滑な運営を図るため、７人以内で組織し、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある方の中から教育委員会が任命することとなっており、この度、議案書記載の６名を任命するものです。
　委員の内訳は、学校教育の関係者１名、社会教育の関係者２名、学識経験者２名、一般公募１名です。再任４名、新任２名となっております。
　また、一般公募委員につきましては、公募人数１名に対して２名の応募者があったため、教育委員会内で選考委員会を設置し、選考基準に基づき選考を行ったものです。
　なお、委員の任期は本年１０月１日から令和７年９月３０日までの２年間となっております。
　以上、議案第４号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
〇教育長　事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。
（「なし」という声あり）
〇教育長　無ければ、議案第４号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）
〇教育長　ご異議がございませんので、議案第４号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第６　議案第５号

〇教育長　日程第６　議案第５号「八雲町文化財保護審議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

〇社会教育課長　議案第５号八雲町文化財保護審議会委員の任命について説明いたします。議案書５ページをお願いします。

　文化財保護審議会は、八雲町文化財保護条例第１３条及び第１６条の規定により、文化財の保存及び活用に関する重要事項について審議するため、１０人以内で組織し、学識経験を有する者から教育委員会が任命することとなっており、この度、議案書記載の７名を任命するものです。全員再任となっております。

　なお、委員の任期は本年１０月１日から令和７年９月３０日までの２年間となっております。

　以上、議案第５号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇教育長　事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

（「なし」という声あり）

〇教育長　無ければ、議案第５号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

〇教育長　ご異議がございませんので、議案第５号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第７　議案第６号

〇教育長　日程第７　議案第６号「八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

〇体育課長　議案第６号八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員の任命についてご説明申し上げます。議案書６ページをお開き下さい。

　八雲町スポーツ推進審議会委員は、スポーツ基本法第３１条で、市町村に地方スポーツ推進に関する重要事項を調査審議させるためスポーツ推進審議会を置くことができると定められ、八雲町スポーツ推進審議会条例第４条の規定により、学識経験のある者、関係行政機関の職員から教育委員会が町長の意見を聴いて任命することとなっており、この度、任期満了を迎えたことから、議案書記載の５名を任命しようとするものです。

　任命する委員の内訳は、学識経験者として、町内競技スポーツ団体で組織する八雲スポーツ協会・熊石スポーツ協会からそれぞれ１名、地域スポーツの振興関係者として、町内会等で組織している地域スポーツ団体から１名、町民のスポーツ振興のため町が委嘱しているスポーツ推進委員から１名、児童・生徒スポーツ振興の関係者として、中学校体育連盟から１名を任命するもので、５名全員が再任となります。

　任期は、八雲町スポーツ推進審議会条例第６条の規定により、令和５年１０月１日から令和７年９月３０日までの２年間となっております。

　なお、八雲町総合体育館条例第５条の規定で、総合体育館運営委員は、八雲町スポーツ推進審議会委員をもって充てその任期はスポーツ推進審議会委員の任期によると規定されていることから、あわせて任命するものであります。

　以上、議案第６号の説明とさせていただきます。
〇教育長　事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

（「なし」という声あり）

〇教育長　無ければ、議案第６号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

〇教育長　ご異議がございませんので、議案第６号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第８　議案第７号

〇教育長　日程第８　議案第７号「八雲町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

〇体育課長　議案第７号八雲町スポーツ推進委員の委嘱についてご説明申し上げます。議案書７ページをお開きください。

　スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第３２条第１項で、当該市町村におけるスポーツ推進に係る体制整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、必要な熱意と能力を有するものの中から市町村教育委員会が委嘱することとなっており、この度任期満了を迎えたことから、議案書記載のとおり１６名を委嘱するものです。

　委嘱する委員の内訳は、地域スポーツ団体推薦として４名、学校関係者として町内各学校から５名、スポーツに関心と理解があるものとして教育委員会が推薦するもの５名、一般公募２名であり、再任が９名、新任が７名となっています。

　任期は、八雲町スポーツ推進委員規則第５条に基づき、令和５年１０月１日から令和７年９月３０日までの２年間となっております。

　以上、議案第７号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〇教育長　事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

（「なし」という声あり）

〇教育長　無ければ、議案第７号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

〇教育長　ご異議がございませんので、議案第７号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第９　報告第１号

〇教育長　日程第９　報告第１号「第二次八雲町子ども読書活動推進計画の策定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

〇図書館長　報告第１号第二次八雲町子どもの読書活動推進計画の策定について報告いたします。議案書８ページと別冊の計画書をご覧願います。

　この計画は、平成１３年に施行された子どもの読書活動推進に関する法律に基づき、子どもの読書環境の充実を図り読書活動を推進するため、第一次八雲町子どもの読書活動推進計画を平成３０年度に５か年計画として策定いたしました。令和４年度で第一次計画が満了となったことから、令和５年度から９年度までの５年間の第２次計画を策定するものです。

計画の策定にあたっては、町内小中高生及び町内幼稚園・保育園に通う幼児の保護者を対象に読書についてのアンケートを実施しました。その後、素案について図書館協議会にてご意見をいただき、４月には町民参加手続きとしてパブリックコメントを実施し、１名より意見をいただきました。

これを受けて、令和５年度からの計画として策定するもので、この計画は令和５年１０月１日から施行することといたします。

第二次計画は、第一次計画とほぼ同じ項目で整理しており、別冊計画書のローマ数字のⅡ～Ⅴの項目ごとに記載しております。また、第一次計画からの主な変更点としましては、次の４点です。

１点目は、別冊計画書２ページ下段にあります、数値目標の設定です。これは一次計画からの状況の変化を落とし込んだり５年後の第三次計画策定時に達成度や改善点をわかりやすくしたりするため、数値目標を設定いたしました。

続いて変更点の２つ目として、読書活動の対象としての電子書籍についてです。

別冊計画書の１ページに戻っていただき、中段下の３にありますように、読書活動の対象として、紙での資料はもとより電子書籍などの電子資料も対象とすることを明記しております。これも一次計画の際にはなかったものですが、国や道の計画にも明示されており、それに倣う形になっております。

次に変更点の３つ目ですが、別冊計画書の７ページ中段をご覧ください。第一次計画策定後の令和元年６月に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、読書バリアフリー法が制定され、国や道の計画でもこの読書バリアフリー法への対応について明記されていることから、資料の収集や環境の整備に関する項目として内容を追加しております。

最後に変更点の４つ目ですが、ＧＩＧＡスクール構想による１人１台端末の配布と読書との関連についてです。別紙計画書の６ページ及び７ページ上段をご覧ください。１人１台端末が手元にあることで、子どもたちの学び方は大きく変わってきていますが、その中で全てを端末だけで情報収集や学習活動を完結させるのではなく、図書資料の活用も大切です。情報が即時に手に入るのは端末の便利な部分ですが、情報源の確かさという意味では図書資料も非常に有用であることから、端末と図書の両方を活用したより望ましい情報活用能力を育成する必要があるということで、この項目を追加しております。

以上、簡単ではございますが、八雲町子どもの読書活動推進計画の策定についての説明といたします。よろしくお願いいたします。

〇教育長　事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

〇教育長　無ければ、報告第１号は報告済みといたします。

◎日程第１０　その他

〇教育長　日程第１０　その他ですが、事務局から何かありますか。

（「なし」という声あり）

◎閉会の宣言

〇教育長　無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和５年第１１回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会　　午後１時５１分】